

第2期北海道士別市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和6年4月1日現在における北海道士別市の行政区域とする。面積は112,000ヘクタールである。ただし、北海道立自然公園（天塩岳道立自然公園・朱鞠内道立自然公園）、鳥獣保護区（①朝日鳥獣保護区・②ふどう鳥獣保護区・③中多寄鳥獣保護区）、環境緑地保護地区（九十九山環境緑地保護地区）、天塩岳高山植物群落を除く。

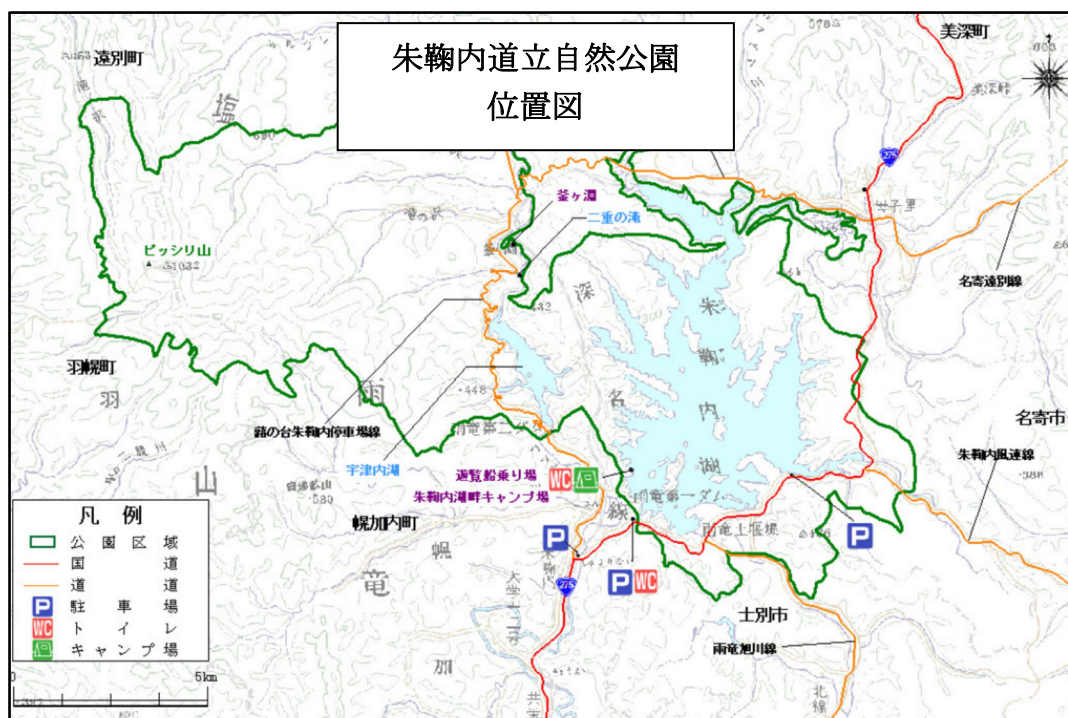
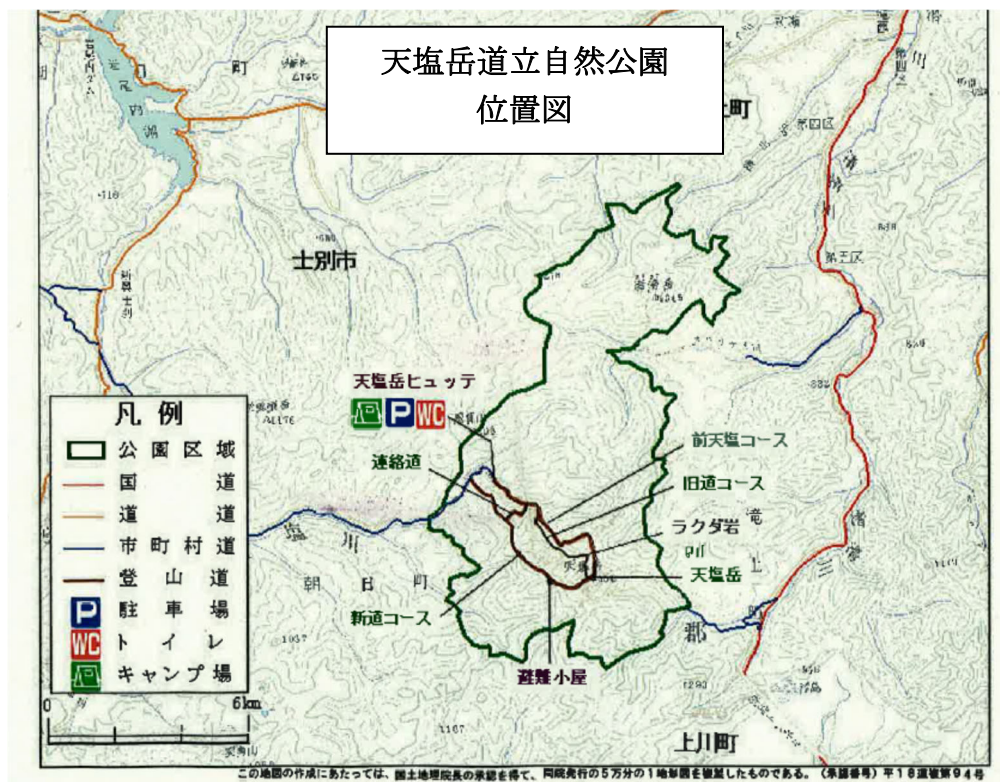
なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

また、本促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

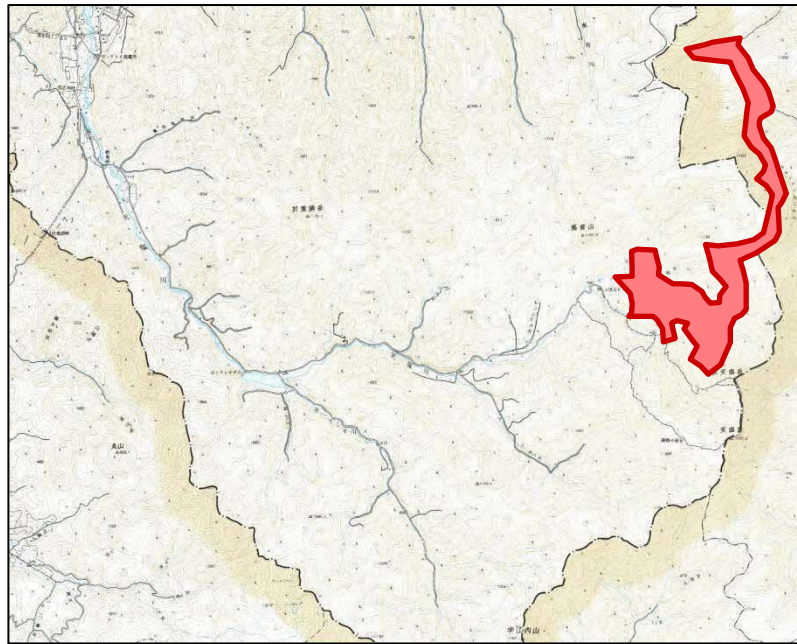
(地図)







天塩岳高山植物群落 位置図



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

士別市は北海道北部の中央に位置し、天塩岳道立自然公園をはじめとする山々や北海道第二の大河「天塩川」の源流域を有する水と緑豊かな田園都市である。平野となだらかな丘陵地帯から成り、東西には 58km、南北には 42km の広がりを持ち、総面積は 112,000 ヘクタールを有している。市域の 74% を山林が占める自然環境にある。

気候は四季の変化がはっきりとした内陸性気候で、年間最高気温（34.5 度）と最低気温（-26.9 度）の差は約 60 度と大きく寒暖差が激しい。5 月から 9 月上旬までは比較的高温多湿であるが、冬季の積雪は平地でも 1 m、山間部では 2 m を超えるなど、豪雪地帯でもある。

（インフラの整備状況）

士別市の道路網については、主要道路である北海道縦貫自動車道、一般国道（以下、「国道」）40 号、国道 239 号により、札幌市まで約 2 時間、旭川市まで約 1 時間と主要都市を結ぶ交通ネットワークが形成されている。北海道縦貫自動車道においては、国内最北のインターチェンジが設けられ、主要都市とのアクセスを良好にしている。

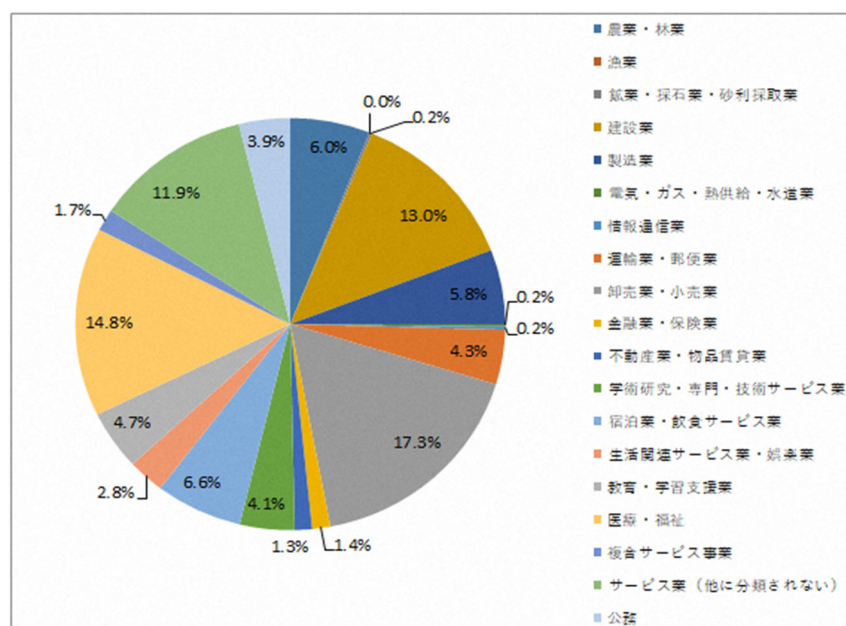
空港については、旭川空港まで約 1 時間の距離に位置し、同空港は東京、成田、名古屋へ

の国内線及び台北への国際線が就航している。令和5年度の利用者数は年間1,358,000人であり、約4,000トンの貨物取扱量を誇る。また、北海道の輸送網の拠点である新千歳空港までは、車で約2時間30分の距離に位置している。

鉄道については、北海道旅客鉄道（以下、「JR」）宗谷本線の利用により、札幌市まで約2時間、旭川市までは約40分を要する。

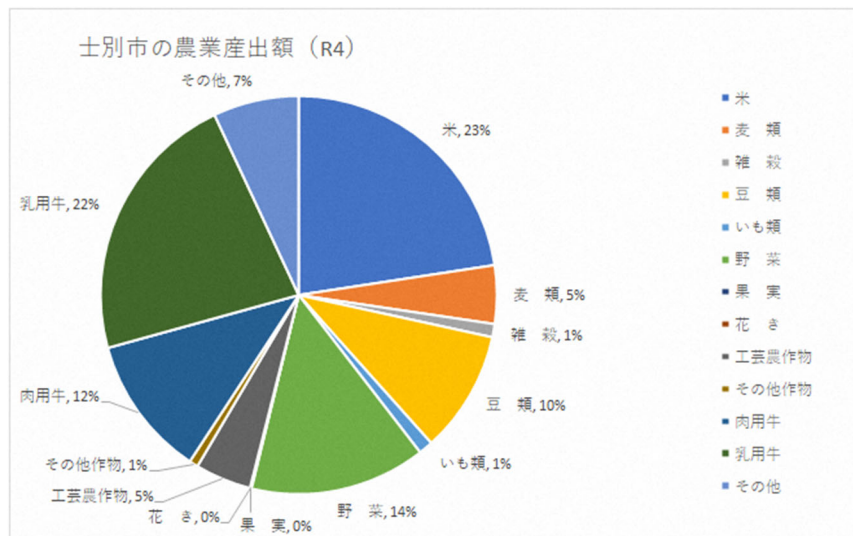
（士別市の産業別就業割合）

令和3年経済センサス - 活動調査から、士別市の産業別就業者数割合をみると、第一次産業（農業・林業、漁業）が498人（6.0%）、第二次産業（鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業）が1,576人（19.0%）、第三次産業（その他）が6,224人（75.0%）となっている。

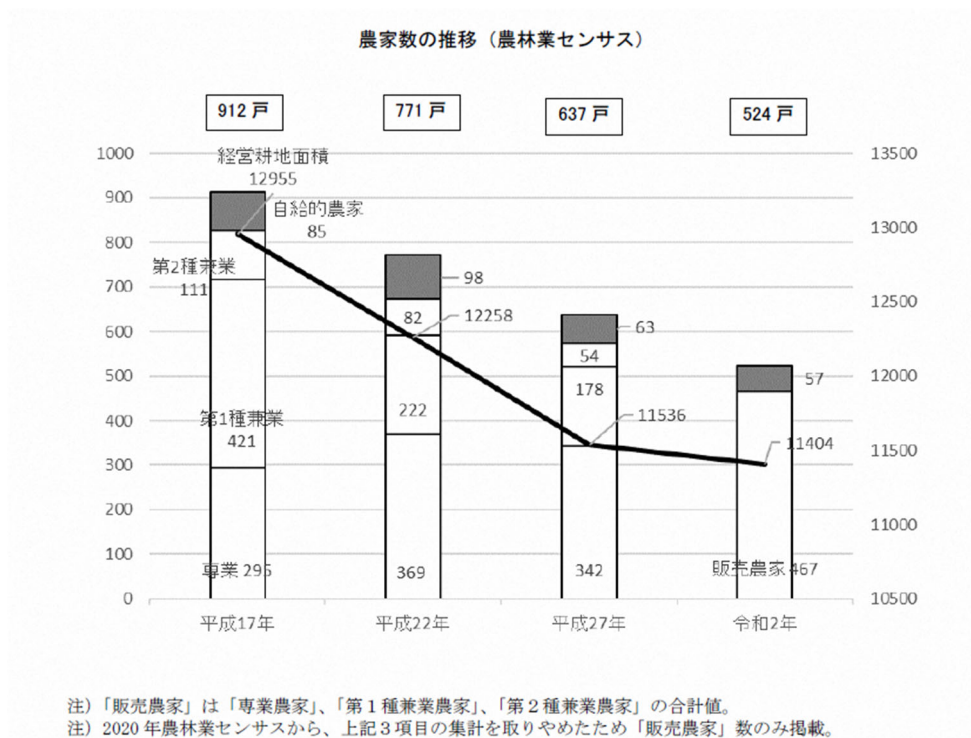


出典：士別市の産業別就業者数割合（令和3年度経済センサス - 活動調査より）

本市は基幹産業である農業・林業を中心とした第一次産業が盛んである。令和4年度の農業産出額は11,110百万円であり、その内訳は米が23%、豆類、いも類を含む野菜が25%、麦・穀類が6%、乳用牛が22%、肉用牛が12%などとなっている。2020年農林業センサスの経営耕地面積は11,404ヘクタールであり、農家戸数は524戸、農業就業人口は1,120人となっている。



出典：士別市の農業産出額（農林水産省統計 令和4年市長村別農業産出額(推計)より）



出典：士別市統計 農家数の推移より

林業については、市の面積の約7割を占める森林の適切な森林管理を進めるため、環境・社会・経済のバランスに配慮した森林づくりを世界基準で認証する「SGEC 森林認証」を2019年5月に取得し、取得後は認証材のブランド化を活かした供給体制の整理、普及を進めている。

観光業においては、サフォーク種の羊を中心とした「羊のまち」としてまちづくりを進め、羊毛を使用した工芸体験や、羊肉のブランド化などその活動は 30 年以上の歴史を誇る。また、北海道第二の大河である天塩川や、その源流である北見山地最高峰の天塩岳などの自然資源を生かした事業も展開している。さらに、本市の気候や豊かな自然環境、充実した設備を生かした合宿の里として、陸上競技、スキージャンプをはじめとした多くのスポーツ団体を受け入れており、年間 20,000 人を超える選手らが訪れている。

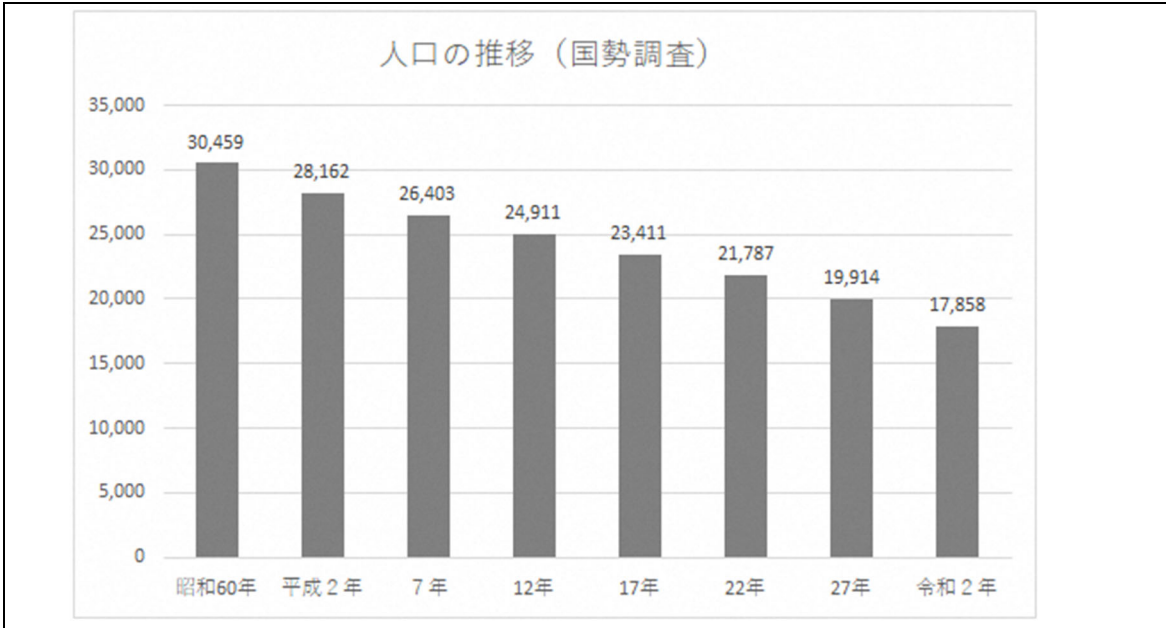
また、製造業については令和 3 年経済センサス - 活動調査において製造品出荷額が 14,236 百万円となっており、基幹産業の農業による農作物などを含めた食料品製造業が 7,597 百万円で約 53%、次いで木材・木製品製造業が 2,342 百万円で約 16%と続いている。また付加価値額については士別市内全体で 3,814 百万円であり、食料品製造業が 1,323 百万円、木材・木製品製造業が 614 百万円となっている。

			製造品出荷額等	粗付加価値額
市区町村名	産業中分類コード	産業中分類名	万円	万円
士別市	00	製造業計	1,423,608	381,418
	09	食料品製造業	759,668	132,271
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	X	X
	11	繊維工業	X	X
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	234,211	61,364
	13	家具・装備品製造業	X	X
	15	印刷・同関連業	X	X
	17	石油製品・石炭製品製造業	X	X
	21	窯業・土石製品製造業	199,979	90,726
	24	金属製品製造業	X	X
	25	はん用機械器具製造業	X	X
	26	生産用機械器具製造業	X	X
	32	その他の製造業	X	X

出典：令和 3 年経済センサス - 活動調査 製造業（地域別統計表データ）より

（人口分布の状況）

士別市の人口は昭和 35 年から減少傾向にあり、昭和 55 年と比べ平成 22 年は 10,316 人減少し、21,787 人となっている。令和 6 年 10 月現在の士別市の人口は 16,536 人であり、令和 2 年度国勢調査時の年齢別で見ると少子高齢化が顕著に表れており、60 歳以上の人口は全体の約 48%を占め、19 歳以下の人口の割合は全体の約 12%となっている。また、20 歳代の人口は全体の約 5%となっている。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

士別市は「士別市まちづくり総合計画（2018～2025）」において、「農業・林業」、「商業・工業」、「観光」、「合宿・企業誘致」等の項目を基本施策とする「魅力と活気あふれるまちづくり」を基本目標のひとつとしている。特に基幹産業である農業・林業については士別市農業・農村活性化計画を策定し、農業が持続的に発展していくための農業施策を展開している。その中で「土づくり」については農業の原点であり最も重要なものとしており、バイオマス資源の堆肥化による良質の「土づくり」を行うことで、安全・安心な農産物の生産促進を実施し、収量の向上につなげる。

また、本市の総面積の約7割を占める森林については、「SGEC」森林認証材のブランド化を活かし、環境配慮と木材利用を両立させ、森林認証材の普及と需要拡大を図る。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	139 百万円	皆増

（算定根拠）

- ・北海道内の1事業所あたりの平均付加価値額が4,611万円（令和3年経済センサス-活動調査）であるが、士別市内平均付加価値額が2,890万円であることから、北海道平均よりも高い1事業所当たり平均4,700万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.47倍の波及効果を与え、促進区域で約13,818万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・士別市基本計画における現状の値は、承認実績がないことにより、各承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記載しない。

- ・また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	47 百万円	皆増
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	皆増
地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	2 名	皆増

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進にあつて活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,611 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内に

において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で9%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1名以上増加すること

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点推進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①士別市の森林資源を活用した環境分野
- ②士別市の野菜・肉用牛・乳用牛などの特産物を活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

- ①士別市の森林資源を活用した環境分野

士別市は、市の面積の約7割が森林となっており、総面積は81,010ヘクタールとなっている（道内市町村で第9位、上川総合振興局管内(以下、上川管内)で2位）。士別市では、上川管内の全市町村、森林組合の一員として環境に配慮した適切な森林管理を進めるため、環境・社会・経済のバランスに配慮した森林づくりを世界基準で認証する「SGEC森林認証」の取得に参加しており2019年5月に取得した。取得後は森林認証材の生産と供給、加工流通体制を一体的に構築することにより、森林の管理水準の向上や認証材の普及につながった。

また、本市は、令和4年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、「天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち」を未来に引き継ぐことができるよう取り組みを進め、「2050年脱炭素社会」をめざしている。森林資源に恵まれた本市の優位性を活かし、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて官民がさらなる森林整備をすすめていく。

以上のことから、森林認証材のさらなる普及と需要拡大を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す。

●現況森林面積 （出典：２０２０年農林業センサス）

【道内市町村順位】

No.	市町村名	現況森林 面積 (ha)	林野率 (%)
1	足寄町	114,881	81.6
2	遠軽町	112,626	84.6
3	釧路市	98,209	76.0
4	北見市	92,919	66.3
5	新ひだか町	90,089	79.7
6	枝幸町	89,914	82.3
7	上川町	88,916	84.7
8	新得町	84,040	79.4
9	士別市	81,010	74.6
10	八雲町	77,298	82.0

【上川管内市町村順位】

No.	市町村名	現況森林 面積 (ha)	林野率 (%)
1	上川町	88,916	84.7
2	士別市	81,010	74.6
3	幌加内町	62,048	80.9
4	美深町	57,705	85.9
5	南富良野町	55,966	85.0
6	下川町	55,083	85.6
7	占冠村	51,864	90.8
8	中川町	51,150	86.2
9	富良野市	40,290	67.1
10	旭川市	39,595	53.2

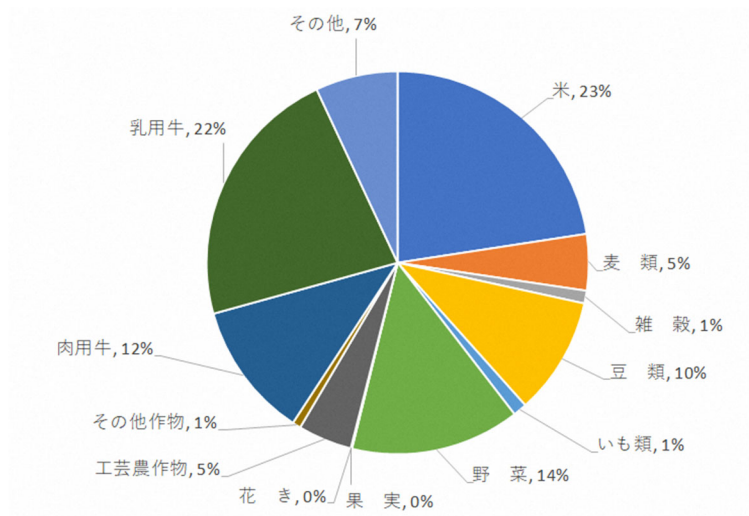
②士別市の野菜・肉用牛・乳用牛などの特産物を活用した農林水産分野

士別市は上川管内の北部に位置し、水田、畑作、野菜、酪農、畜産とバランスの取れた多種・多様な農畜産物が生産できる地域として長く発展を遂げてきた。

令和４年の農業産出額は、約 111.1 億円となっており、中でも豆類の産出額が 11.1 億円で、道北 9 市で 1 位の生産額となっている。

甜菜は直播率が 95% となっており省力化・低コスト化に向けた取り組みが進んでいる。

【農業産出額割合】 （出典：R４農林水産省統計表）



【道北 9 市との比較：農業産出額】

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	富良野市	1,960
2	旭川市	1,361
3	稚内市	1,127
4	士別市	1,111
5	名寄市	1,084
6	深川市	1,038
7	紋別市	797
8	芦別市	305
9	留萌市	74

【道北 9 市との比較：豆類産出額】

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	士別市	111
2	深川市	72
3	名寄市	32
4	旭川市	32
5	富良野市	13
6	留萌市	2
7	紋別市	0
8	芦別市	0
9	稚内市	－

(R 4 農林水産省統計表)

また、本市の畜産は、「士別市酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 2016～2025）」に基づき、酪農・肉用牛経営が中核として営まれるとともに、良質な豚肉を生産する大規模な養豚経営や繁殖馬による優良な農用馬生産、まちづくりの多面的な役割を担うサフォーク種めん羊、平飼いによる有精卵などのこだわりを持った養鶏など、様々な家畜が飼養されている。

その中でも、乳用牛と肉用牛に強みがあり、産出額は乳用牛の販売及び生乳（牛乳やバター等の原料）が 24.9 億円、肉用牛が 12.8 億円で、両者とも道北 9 市内で第 4 位となっている。

乳用牛は、中規模な経営体が多い状況にあり、不足する労働力を酪農ヘルパー制度や公共牧場の活用、研修者の受入れ等によって確保しているとともに、集約放牧技術を導入した放牧酪農経営の取り組みや遺伝情報であるゲノムを活用した収益力向上の取組も一部で実施されている。

また、地域の酪農家で組織するディリーサポート士別では、粗飼料収穫・TMR（混合）飼料供給の分業化や哺育育成牛の集中管理、新規担い手の育成牧場の運営など先駆的な取り組みが進められている。

肉用牛は、地域内外の酪農家で生産される乳用種（ホルスタイン）の雄を活用した大規模経営体が多いなか、交雑種や黒毛和種の経営も営まれており、規模拡大が進んでいる。

【道北9市との比較】（出典：R4農林水産省統計表）

《 乳用牛 》

《 肉用牛 》

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	稚内市	828
2	紋別市	606
3	富良野市	285
4	士別市	249
5	名寄市	190
6	旭川市	41
7	深川市	23
8	芦別市	17
9	留萌市	-

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	稚内市	283
2	紋別市	171
3	深川市	148
4	士別市	128
5	旭川市	41
6	留萌市	11
7	芦別市	11
8	名寄市	11
9	富良野市	8

めん羊は、「サフォークランド士別」としてのまちづくりを推進する中で、羊肉にとどまらず観光放牧や羊毛、羊皮の活用など、多面的な役割を担っている。近年、食生活の多様化や輸入羊肉の高騰等によって、「士別産サフォークラム」の需要が増加しており、官民一体となってブランド化の取り組みを進め、成雌飼養頭数の増加やふるさと納税額の増額に貢献している。

【士別市家畜飼育状況の推移】（出典：士別市独自調査）

家畜飼養状況の推移

区分		20年度 (2008)	25年度 (2013)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)
乳用牛	戸数	58戸	41戸	42戸	42戸	42戸	41戸	41戸
	頭数	5,136頭	4,251頭	4,685頭	4,740頭	4,589頭	4,609頭	4,673頭
	うち経産牛	2,902頭	2,345頭	2,716頭	2,755頭	2,487頭	2,487頭	2,498頭
肉用牛	戸数	14戸	16戸	14戸	14戸	14戸	14戸	14戸
	頭数	11,082頭	13,063頭	11,393頭	10,924頭	10,766頭	10,500頭	10,758頭
豚	戸数	2戸	2戸	1戸	1戸	1戸	2戸	2戸
	頭数	3,374頭	7,893頭	7,197頭	7,800頭	7,176頭	12,781頭	12,743頭
馬	戸数	18戸	14戸	8戸	7戸	5戸	4戸	2戸
	頭数	85頭	88頭	23頭	15頭	14頭	14頭	8頭
鶏	戸数	10戸	8戸	6戸	5戸	4戸	3戸	3戸
	頭数	867頭	1,204頭	517頭	546頭	454頭	546頭	482頭
めん羊	戸数	7戸	6戸	5戸	5戸	5戸	5戸	5戸
	頭数	813頭	1,173頭	1,234頭	1,312頭	1,229頭	1,290頭	1,380頭
	うち繁殖雌	482頭	605頭	614頭	684頭	655頭	649頭	641頭

本市では、安全・安心で収益性の高い魅力あふれる農業の確立のため、作物の生産において極めて重要かつ基本的な「良質な土づくり」の推進に取り組んできている。

「士別市総合計画」、「士別市農業・農村活性化計画」においても、土づくりの推進と輪作体系の確立に取り組んできた。近年、農業従者の高齢化や労働力不足などにより根菜類の作付面積が減少し、作業の省力化が見込まれる大豆・小麦・そばの作付けが増加している。そのため一部の圃場では連作障害などの発生が見られ、収量・品質の低下を招いている。このようななか土づくりに向けて堆肥・緑肥の導入のほか、輪作体系に欠くことのできないてん菜の生産振興や良質な種子馬鈴薯の生産供給に努めている。

具体的な取り組みとしては、乳用牛飼養農家では、家畜ふん尿の自己農地への施用に加え、家畜の敷料として利用可能な麦稈やもみ殻などを畑作農家が肥料として還元利用している。また、肉用牛飼養農家の堆肥舎及び、北ひびき農業協同組合が運営する堆肥化施設「めぐみ野士別」等において、良質なおが屑堆肥を生産しており、市内の畑作農家で利用されている。

以上を踏まえ、士別市の肉用牛・乳用牛・野菜などの特産物を生かし、バイオマス資源の堆肥化による良質な土づくりによる安全・安心な農産物の生産促進及びバイオマス資源を循環活用する事業展開を推進し、地域全体の付加価値額向上を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような士別市の様々な特性を生かした地域経済を牽引する事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、士別市の支援制度の充実を図るとともに、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減を図ることで、本市にしかない強みをさらに強化する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税等の減免措置

●士別市企業立地促進条例に基づく助成措置

士別市では、事業所等の新設及び増設した企業等で、一定の投資を図った場合、投資額に対して規定の割合で補助（新設：15/100、増設：10/100）をするほか、事業所の建設用地取得費にも同様の補助（新設：15/100、増設：10/100）をしており、常用労働者の新規雇用には、新規雇用者1名当たり300,000円の補助をしている。また、固定資産税の課税免除（3年間）も行っている。

●特定地域における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設

を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

②士別市中小企業振興条例に基づく助成措置

士別市では、店舗の改装、新築等の際し、1,000,000円以上の改修工事を市内建設業者に限定し実施した場合、工事費用により最大1,000,000円を助成するほか、常用労働者の新規雇用で雇用を拡大した場合に、新規雇用者1人当たり300,000円を助成、新規開業または新分野事業の展開にあたり、最大2,000,000円を助成する。

③企業への融資制度

士別市では、士別市中小企業振興条例に基づき、中小企業の金融の円滑化及び経営安定を目的とした特別融資及び運転・店舗改修等資金貸付を行っており、その利子及び保証料を補給している。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

士別市が保有している情報であって、開示が可能な情報については、随時インターネット等で公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者からの相談等については、北海道経済部産業振興局産業振興課、士別市経済部商工労働観光課に相談窓口を設置し対応する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、市内外関係部局と連携して対応する。

(5) その他事業環境整備に関する事項

①賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

②市内各種団体関係機関との連携

地域経済牽引事業の促進にあたっては、士別市、士別商工会議所、朝日商工会、北ひびき農業協同組合、士別地区森林組合、市内金融機関（株式会社北海道銀行、株式会社北洋銀行、北星信用金庫）と連携を図る。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和7年度	令和8～令和10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の設備】			
①不動産取得税、固定資産税等の減免措置	士別市：運用 北海道：運用	運用	運用
②士別市中小企業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
③企業への融資制度	運用	運用	運用
④北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
士別市が有する情報の開示	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施
②市内各種団体関係機関との連携	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性 地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、商工会議所、商工会、農協、森林組合、市内金融機関などの地域の支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。 (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法 ①士別商工会議所 市内中心部の商工業者が中心として加盟しており、加盟事業所に対し経営診断等の各種相談業務や商取引の照会・斡旋等も実施。商工業に関して総合的な改善、振興、発展展開を図っている。 ②朝日商工会

市内朝日地区の商工業者が中心として加盟しており、加盟事業所に対し経営診断等の各種相談業務や商取引の照会・斡旋等も実施。商工業に関して総合的な改善、振興、発展展開を図っている。

③北ひびき農業協同組合

士別市の基幹産業である農業について、営農支援を強化し、担い手を中心とした人材育成と農作業受委託組織等の整備促進につとめている他、安全、安心な農畜産物の安定生産・安定供給に向け土づくりと輪作体系を基本とした環境にやさしい農業の実践などを基本目標にあげ、地域の経営資源を最大限に活用し農業並びに農村の安定的発展を目指し支援を行っている。

④士別地区森林組合

森林所有者自らの相互扶助の組織であるとともに、森林造成を通じて木材供給のほか国土の保全、水資源涵養、環境保全等森林を通じた人間の生活環境の保全にとって、重要な役割を担っている。

⑤市内金融機関（株式会社北海道銀行、株式会社北洋銀行、北星信用金庫）

士別市中小企業振興条例に基づく特別融資資金の融資制度の窓口として中小企業者の運転資金や設備資金の融資を行っているとともに、経営相談等企業の発展に関する支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求め、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

また、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び北海道自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分配慮して行う。

士別市は平成 23 年に士別市環境基本条例を制定し、また平成 29 年には士別市環境基本計画を策定するなど、環境の保全に対して独自の制限を設けており、引き続き、基本条例及び環境基本計画に基づき環境の保全に配慮した事業促進を行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めている。

(3) その他

PDCA 体制は、士別市経済部商工労働観光課を中心に関係部署による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、毎年度3月に、効果の検証と事業の見直しについて整理する。必要に応じ、支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和11年度末日までとする。「北海道士別市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。